

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3161001	処分名	施設使用許可の取消			
区分	不利益処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 子ども政策部	課	子ども政策課			
根拠規定	鈴鹿市子育て応援館の設置及び管理に関する条例		第8条第1項			
基準規定	①	鈴鹿市子育て応援館の設置及び管理に関する条例	第6条, 第8条第1第			
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	平成28年4月1日
	非公開該当		未設定理由			
<p>※ 基準規定(参考)</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないものとする。</p> <p>(1) 暴力団(鈴鹿市暴力団排除条例(平成23年鈴鹿市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)を利することとなるとき。</p> <p>(2) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 主として物品の販売その他これに類する行為を行うとき。</p> <p>(5) 施設等の管理運営上支障を来すおそれがあるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、使用させることが適当でないとき。</p> <p>(天災、疫災の発生などにより市民生活に多大な影響を及ぼしている場合など)</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、許可を受けて施設等を使用するもの(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 第6条各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 第5条第2項の条件又は施設等の管理上必要な職員の指示に従わないとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(天災、疫災の発生などにより市民生活に多大な影響を及ぼしている場合など)</p>						
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3162003		処分名	一時預かり事業の利用決定の取消し		
区分	不利益処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部	子ども政策部	課	子ども育成課		
根拠規定	鈴鹿市立保育所設置条例				第5条	
基準規定	①	鈴鹿市立保育所設置条例施行規則			第15条第1項, 第14条	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月17日	最終更新日	令和3年3月17日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>(決定の取消し等)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第11条第1項の規定による決定を取り消すものとする。</p> <p>(1) 前条の規定により辞退の申出があった場合</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により決定を受けたと市長が認めた場合</p> <p>(3) 一時預かりの必要がなくなると市長が認めた場合</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により、当該幼児等の保育を継続することが困難となった場合</p> <p>2 略</p> <p>(基準)</p> <p>(3) 一時預かりの必要がなくなると市長が認めた場合 保育所幼稚園等への入所が決定し、当該事業を利用する必要がないと認められるとき。</p>					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3162005	処分名	病後児保育事業の利用決定の取消し			
区分	不利益処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 子ども政策部	課	子ども育成課			
根拠規定	鈴鹿市立保育所設置条例				第6条	
基準規定	①	鈴鹿市立保育所設置条例施行規則			第25条第1項	
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月17日	最終更新日	令和3年3月17日
	非公開該当		未設定理由			
	(決定の取消し等) 第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第22条の規定による決定を取り消すものとする。 (1) 前条の規定により辞退の申出があった場合 (2) 偽りその他不正な手段により決定を受けたと市長が認めた場合 (3) 病後児保育の必要がなくなると市長が認めた場合 (4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により、当該病後児の保育を継続することが困難となった場合 2 略					
	(基準) (3) 病後児保育の必要がなくなると市長が認めた場合 疾病の状態(悪化, 回復)が変化し, 当該事業を利用する必要がないと認められるとき。					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3177001		処分名	使用許可の取消し等		
区分	不利益処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部	子ども政策部	課	子ども保健課		
根拠規定	鈴鹿市保健センター条例				第7条	
基準規定	①	鈴鹿市保健センター条例		第6条、第7条		
	②	鈴鹿市暴力団排除条例		第9条		
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月18日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>市長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の許可条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(4) 前条各号の一に該当するに至ったとき。</p> <p>(5) その他市長が特に必要とするとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、鈴鹿市保健センターに災害医療対策本部が設置されたとき。 ・施設の改修等で施設を使用することができないとき。 ・感染症の蔓延の恐れがあるとき。 					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						